

災害時における調査の相互協力に関する協定

災害時における調査の相互協力に関し、国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）は、社団法人土木学会関東支部長、社団法人地盤工学会関東支部長及び社団法人日本地すべり学会関東支部長（以下「乙」という。）と次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地震・大雨等の異常な自然現象、予期できない災害等により、甲が管理又は工事中の施設（以下「所管施設」という。）が被災したときで、所管施設の被災現象が複雑又は大規模で高度な専門性が必要な場合の調査に関する相互協力の方法を定め、もって、被害の拡大の防止、被害施設の早期復旧及び防災技術の向上に期することを目的とする。

（調査の実施範囲）

第2条 調査の実施範囲は、所管施設における災害発生箇所とする。

（協力の内容）

- 第3条 甲又は甲の所掌する事務所及び管理所の長（以下「事務所長等」という。）は、所管施設に災害が発生し必要と認めるときは、乙の間の調整を実施する社団法人土木学会関東支部（以下「幹事学会」という。）を通じて、乙に調査の実施を要請することができるものとする。
- 2 乙は、前項に定める要請があったときは、学術的領域の専門調査が必要かどうかを検討し、調査の実施の可否を幹事学会を通じて甲又は事務所長等に回答するとともに、調査の実施が可能なときは、速やかに調査団を結成して被災状況を調査し、甲又は事務所長等へ直接報告するものとする。
 - 3 乙は、甲の所管施設に災害が発生し、乙自らが被災状況を調査する必要があると認めるときは、幹事学会を通じて甲に被災状況の調査に関する協力を要請することができるものとする。
 - 4 甲は、前項に定める要請があったときは、乙の実施する調査に可能な限り協力するものとする。

（連絡体制）

- 第4条 乙は、前条第1項の要請に係る連絡体制を事前に定め、甲に報告するものとし、変更が生じた場合、その都度甲に報告するものとする。
- 2 甲は、事務所長等に前項に基づく連絡体制を通知しておくものとする。

（費用の負担）

- 第5条 第3条第1項に基づき乙が実施する調査において、調査費用が伴う場合には、甲又は事務所長等は乙に対してその費用を支払うものとする。
- 2 第3条第3項に基づき乙が実施する調査の費用は、乙の負担とする。

(有効期限)

第6条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成20年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1月前までに甲、乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

(実施範囲の特例)

第7条 乙は、甲又は事務所長等が特に必要として第2条に規定する範囲外の調査を依頼した場合は、可能な限りこれに応じるものとする。

(損害の負担)

第8条 調査の実施に伴い甲、事務所長等又は乙の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合には、乙は、その事実の発生後速やかにその状況を書面により、甲又は事務所長等に報告するものとする。

2 前項の損害に対する処置については、甲又は事務所長等と乙が協議して定めるものとする。

(成果の公表)

第9条 成果を公表する場合には、甲及び乙又は調査団が確認した上で行うものとする。

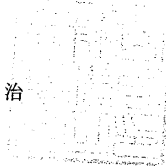
(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

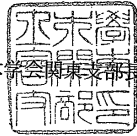
この協定の証として、本書4通を作成し、それぞれ甲及び乙が押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成19年12月28日

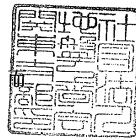
甲 国土交通省 関東地方整備局長 北橋 建治



乙 社団法人 土木学会関東支部長 中洞 好博



社団法人 地盤工学会関東支部長 石原 研



社団法人 日本地すべり学会関東支部長 鶴飼 恵

